

－あなたの新たなその一步を全力応援－

福島市移住引越支援金

福島市で新たな生活をスタートするため
引っ越しをされる方に支援金を交付します！



支援金額

県外から転入された方に最大10万円
県内市町村から転入された方に最大5万円

- 対象経費（引越費用）の1/2の額
（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）

対象経費

- 引っ越しに要する家財の運送費用及び荷造り等のサービス費用
（引越業者等を利用した場合の費用に限る）

対象要件

- 本市に市外から転入された方で5年以上継続して居住する意思があり、下記の要件を満たす方
- ・本市を転出して1年以上（進学期間を除く）経過している方または、市外出身者で新たに本市に住民登録をされた方
- ・企業等の転勤や大学進学等により住民登録を行う方でないこと
- ・その他、裏面にある要件を満たす方



お問い合わせ

福島市定住交流課出会い定住応援係

☎：024-572-5451

✉：teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

福島市移住引越支援金について

福島市に移住し、新たに生活を始める方に対して、引っ越しに要する家財の運送費用や、荷造り等のサービス費用を支援します。

1 支援金対象者

支援金対象者は、次の事項のいずれにも該当する方が属する世帯の世帯主又は、世帯主が該当する方でない場合は該当する世帯員（以下「支援金対象者」という。）とします。

- (1) 福島市外から本市に転入届をし、居住することとなった方。
- (2) 前号の転入時（以下「基準日」という。）において、本市を転出して1年以上（進学のために住民票を異動せずに市外に居住した期間を除く。）経過している方または、市外出身者で新たに本市に住所を定める方。
- (3) 過去に本要綱による支援金の交付を受けていないこと。
- (4) 本市に住民登録した後、継続して5年以上居住する意思がある方。ただし、客観的に定住することが認められる場合を除き、転勤の可能性のある方は対象としない。（※国家公務員や県職員、教員の方などは定期的な異動があることから原則対象外となります。福島市内に住宅を購入するなど客観的に定住することが認められる可能性がある場合にはご相談ください。）
- (5) 企業等の業務命令に基づく転勤や所属企業等と関連のある企業等への赴任等により住民登録を行う方でないこと。
- (6) 福祉施設等への入所を目的として住民登録を行う方でないこと。
- (7) 勉学のために転入する方でないこと。（※大学や専門学校等への進学による転入ではないこと。）
- (8) 前住所地及び現住所地において市区町村税を滞納していない方。
- (9) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている方でないこと。
- (10) 外国人転入者については永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する方。

2 対象経費

支援金の対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は、市内への引越しに要する家財の運送費用及び荷造り等のサービス費用です。基準日から起算して6月前の日以降に引越業者等に支払った経費である必要があります。

※リサイクル料、家財処分代、物品購入費等は対象となりません。

3 支援金の額

- (1) 支援金の額は、対象経費の1/2の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の金額を限度とします。

県外から転入された方：1世帯につき10万円

県内市町村から転入された方：1世帯につき5万円

- (2) 支援金の交付は予算の範囲内とし、1世帯につき1回限りとする。ただし、世帯の構成員の転入の時期が異なる場合はこの限りではありません。

4 支援金の交付申請書類

支援金対象者は、基準日から起算して6月以内に福島市引越支援金交付申請書兼完了実施報告書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類（2.3.4は発行日から3か月以内のもの）を全て添えて、福島市定住交流課に提出してください。

- (1) 対象経費の領収証及び明細書または見積書等の写し（※必ず領収証及び明細書等をどちらもご準備ください。）
- (2) 転入世帯全員の住民票（福島市発行のもの）
- (3) 申請者の戸籍の附票（1年間、本市に居住していなかったことを証明する書類として、本市への転入前の住所地及び居住年数を証する書類）※前住所地の住民票の除票でも可
- (4) 転入世帯全員の納税証明書（市区長村税等の滞納がないことを証する書類）※課税がない方は非課税証明書や所得課税証明書
- (5) 申請者の通帳の写しまたはキャッシュカードの写し
- (6) 外国人転入者については在留カードの写し（表・裏）
- (7) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類※海外からの転入及び外国人の場合で、上記の書類を取得できない場合はそれに準ずる書類を可能な限り提出してください。

申請は先着順に行います。予算に達した場合、新たに申請を受け付けることができない場合がございます。

届出・申請手続きやお問い合わせについて

届出や申請に必要な書類などについては、福島市ホームページをご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

届出・申請手続きの詳細はこちらから
（福島市ホームページ）



福島市定住交流課【移住相談窓口】

電話 024-572-5451 平日 8:30～17:15

E-mail teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

福島市移住応援サイト ふくがましまし ふくしまし。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/ijyuu/>

